

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年1月7日提出
【発行者名】	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	L M・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

**第一部【証券情報】****（１）【ファンドの名称】**

LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）（以下「ファンド」といいます。）

**（２）【内国投資信託受益証券の形態等】**

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

**（３）【発行（売出）価額の総額】**

1兆円を上限とします。

**（４）【発行（売出）価格】**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

**（５）【申込手数料】**

申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

**（６）【申込単位】**

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

**（７）【申込期間】**

2020年1月8日から2020年7月9日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**（８）【申込取扱場所】**

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

( 9 ) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

( 1 0 ) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

( 1 1 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

( 1 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に日本を除く世界の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券・一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区別のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

## (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

## (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

## (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

## 特色1 主に日本を除く世界の公社債に投資します

- LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を通じて、主に日本を除く世界の公社債に投資を行います。
- ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)\*をベンチマークとします。
  - \*ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックス(円換算ベース)は、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合(日本円除く)インデックスを委託会社が独自に円換算したものです。  
ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーの商標およびサービスマークです。バークレイズは、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシーの商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。
- 原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格(BBB-／Baa3)以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債を主要投資対象とします。ただし、取得時において信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資することがあります。
- 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、マザーファンドでは、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。

※資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 特色2 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

## 特色3 運用はレグ・メイソン・グループのウェスタン・アセットが行います

- マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウェスタン・アセット」の次のグループ各社(以下「投資顧問会社」)に委託します。

名称	所在地
ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国
ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国
ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ*	ブラジル
ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール
ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア
ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社	日本

\*Western Asset Management Company Distribuidora de Títulos e Valores Mobiliários Limitada

## WESTERN ASSET

### ウェスタン・アセット

- レグ・メイソン・インクの100%子会社
- 設立:1971年、本部:米国カリフォルニア州
- 運用資産約4,529億米ドル。(約49兆円)\*

### ウェスタン・アセットの拠点



\*2019年9月末現在。米ドルの円貨換算は、株式会社三菱UFJ銀行の2019年9月末現在の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円)によります。

## ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 為替予約の利用およびデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## 分配方針

毎決算時(毎年10月9日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
  - 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 信託金限度額

- ・ 1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

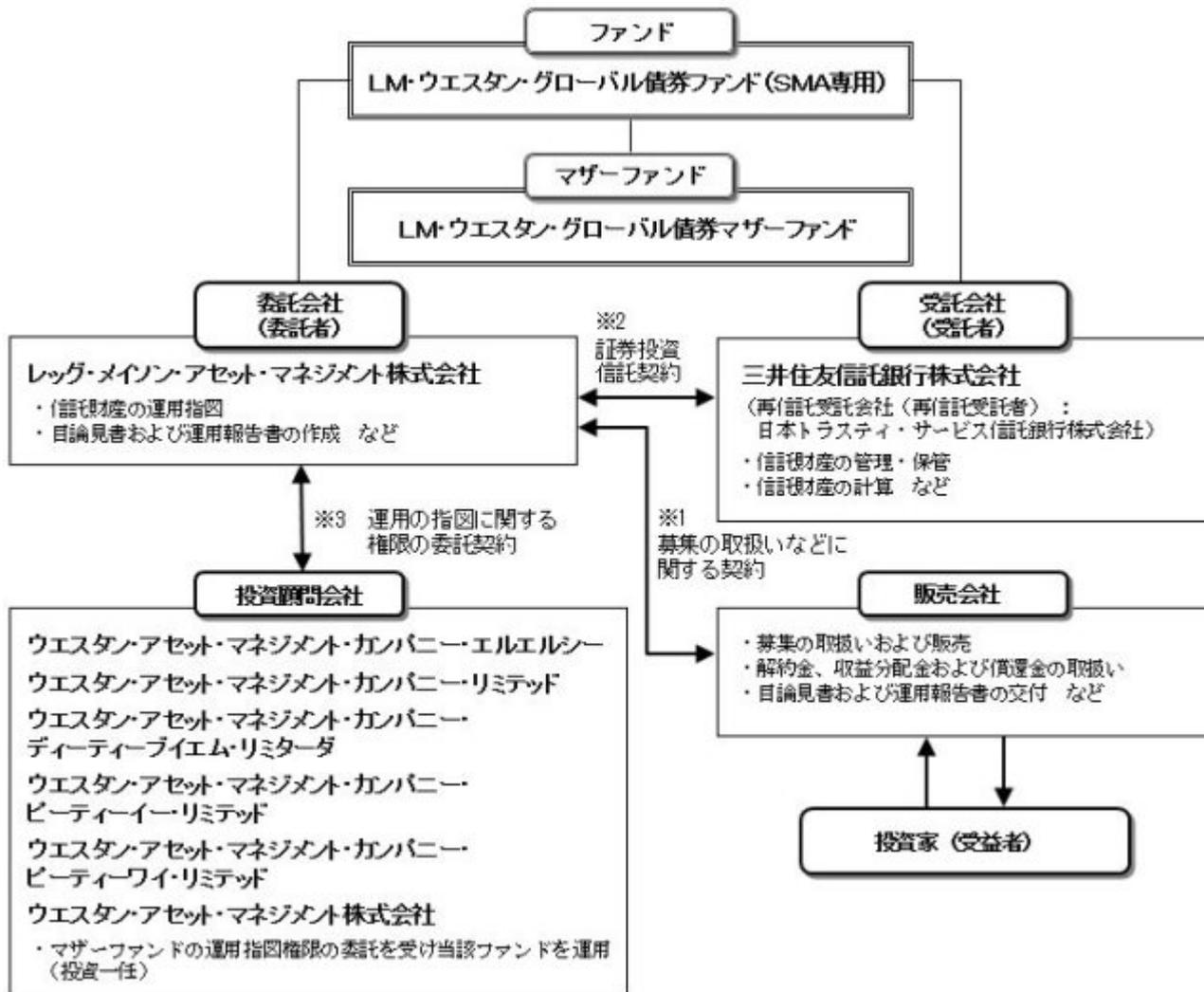
### (2) 【ファンドの沿革】

2018年10月10日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

#### 委託会社の概況（2019年10月末現在）

##### 1) 資本金

1,000百万円

##### 2) 沿革

1998年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

1998年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

1998年11月30日 投資顧問業登録

1999年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

1999年10月1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2001年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2006年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2007年9月30日 金融商品取引業登録

##### 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
レグ・メイソン・ インク	アメリカ合衆国メリーランド州ボルティモア市 インターナショナル・ドライブ100	78,270株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

< LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用） >

「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ) 約束手形

ニ) 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるLM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)及び新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)~11)の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  - 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記1)~6)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### <LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド>

主に日本を除く世界の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条及び第23条に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ) 約束手形
  - ニ) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者(投資顧問会社を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図し

ます。

- 1) 株券
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～11)の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち1)の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券並びに12)及び17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)及び14)の証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記 1)～6)に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

## 投資対象とするマザーファンドの概要

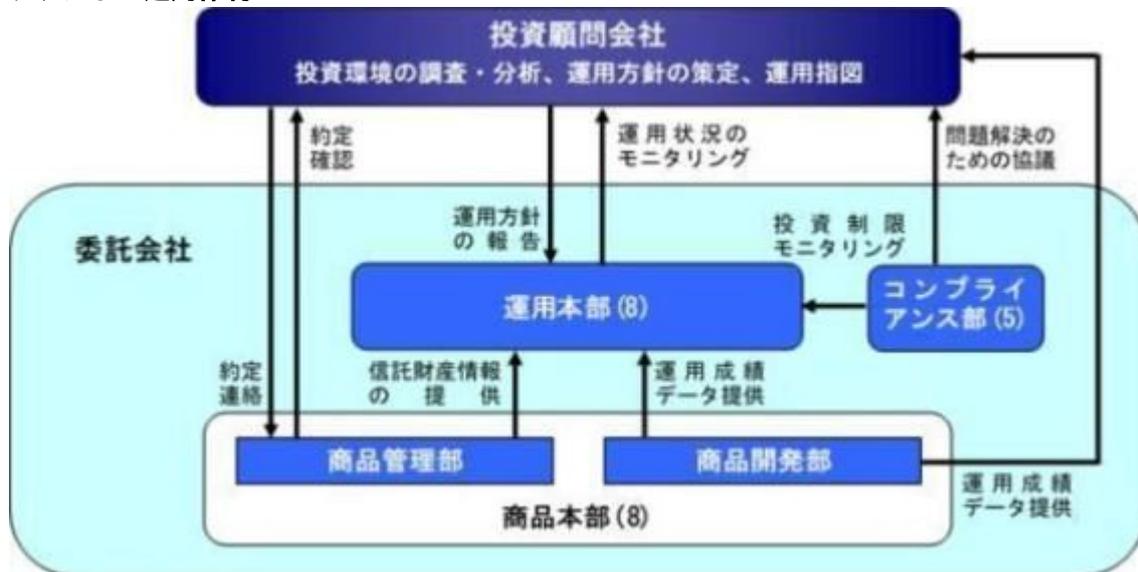
## &lt; LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド &gt;

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、主に日本を除く世界の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	主に日本を除く世界の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主に、日本を除く世界の公社債に投資します。</p> <p>ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>原則として、取得時において1社以上の格付機関から投資適格（BBB- / Baa3）以上の長期格付けが付与された、あるいはこれに相当する信用力をもつと運用者が判断する公社債を主要な投資対象としますが、取得時において信託財産の20%を上限としてこれを下回る信用力の公社債に投資することがあります。</p> <p>外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、通貨見通しに基づいて相対的に魅力があると判断される通貨に、為替予約取引等を通じて資産配分することがあります。</p> <p>資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>運用の指図に関する権限を、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティープイーム・リミターダ、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### （３）【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社が行います。

#### ファンドの運用体制



括弧内は各部署に属する人数を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

委託会社の運用本部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用本部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

委託会社のコンプライアンス部は、商品開発部で企画・立案されたファンドのガイドラインモニタリング方法に基づき、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているかモニタリングを行います。また、投資制限の違反が生じた場合には、ビジネスリスク管理委員会に報告し、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解決に向けた措置をとります。

商品開発部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用本部及び関連部署並びに必要に応じて投資顧問会社にフィードバックします。

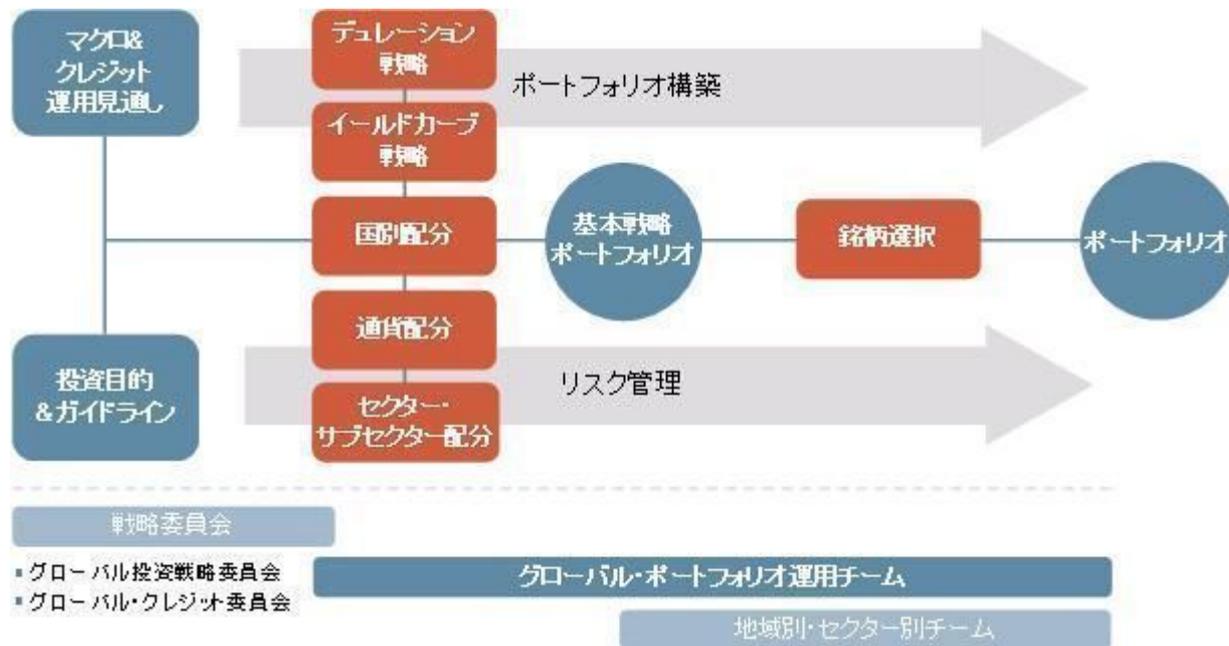
運用に関する社内委員会として、運用本部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。

上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （参考）投資顧問会社の運用プロセス

マザーファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。



### 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について審議されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （４）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益分配金の支払い

##### < 分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース） >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### < 分配金受取りコース（一般コース） >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## （５）【投資制限】

### 約款に定める投資制限

#### < LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用） >

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 2) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 4) 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 6) 為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    1. 信託財産に属する株券
    2. 株式分割により取得する株券
    3. 有償増資により取得する株券
    4. 売出しにより取得する株券
    5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
    6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- 10) 先物取引等の運用指図
  - イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並び

に外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 11) スワップ取引の運用指図

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。

ニ）委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）12)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ）12)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下ヘ）において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下ヘ）において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト）12)に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## 13) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## 14) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ)の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 15) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## 16) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

## 17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 18) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ニ) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 19) 資金の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金

の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド>

1)株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

2)新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3)同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

4)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

5)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

6)為替予約の利用及びデリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

7)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 8)投資する株式等の範囲

イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ)イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 9)信用取引の指図範囲

イ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ)イ)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

10) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)及び有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- ロ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引及び直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 12) に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 12) に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下ヘ)において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下ヘ)において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における

当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト) 12) に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### 13) デリバティブ取引等に係る投資制限

委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 14) 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 15) 公社債の空売りの指図範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 16) 公社債の借入れ

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、イ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 17) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 18) 外国為替予約取引の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- 二）委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### （1）投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク（金利が上がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク（新興国に投資するリスク）

一般的に、新興国では法制度・会計基準等が先進国と異なる場合や、情報開示規制・決済システム等が未整備である場合があります。これらの要因により、新興国の有価証券は、先進国の有価証券と比較して、流動性が低く価格変動が大きくなる場合があります。また、政治・経済情勢の変化、投資機会に影響を与える規制が発動された場合等には、基準価額が大幅に変動または下落する可能性があります。

デリバティブ取引等のリスク

保有資産の価格変動リスクを回避する目的に加えて、当ファンドの収益向上を追求するために債券、為替、金利関連のデリバティブ（金融派生商品）及び為替予約取引を活用することがあります。これらの取引の価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブ等の価格変動が基準価額の変動により大きな影響を与える可能性があります。また、店頭取引を行う場合には、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。

#### <その他の留意点>

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## (2) リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したコンプライアンス部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じて関係部署及び社内に設置されたビジネスリスク管理委員会に報告が行われ、問題点の把握及び是正勧告等の監督が行われます。

上記体制は2019年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

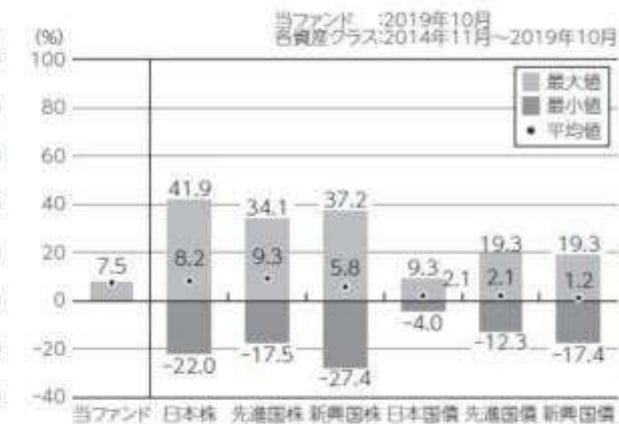
## 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(※)各資産クラスの指数  
 日本株 ……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 日本国債…NOMURA-BPI国債  
 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について  
 騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
 MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
 MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債  
 NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料は、販売会社が定めるものとします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができます場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。

## （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## （３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.462%（税抜0.42%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.42%	0.27%	0.12%	0.03%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期間末または信託終了のときに支払われます。

## （４）【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費（消費税等相当額を含みます。）は以下の通りです。各諸経費は、原則として発生時に実費が信託財産中から支弁されます。

- 1) 信託財産に関する租税
- 2) 信託事務の処理に要する諸費用
- 3) 借入金及び受託会社の立替えた立替金の利息
- 4) 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料<sup>\*</sup>

5) 先物取引・オプション取引等に要する費用

6) 外貨建資産の保管等に要する費用

\* 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

上記の諸経費のほか、下記のその他諸費用（当ファンドに関連してマザーファンドにおいて発生した費用及び消費税等相当額を含みます。）について、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期間末または信託終了のときに支弁されます。また、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

1) 監査報酬、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

2) 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出及び交付に係る費用

3) 公告費用

4) 格付費用

5) 計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）及びこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告に係る業務等）の委託等の費用

6) 受益権の管理事務に関連する費用

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、上記の諸経費（借入金の利息を除きます。）がかかることがあり、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。

上記及びのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

1) 売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

2) 保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用

3) 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

4) 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## （5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場

株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

##### 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

##### 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

##### 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

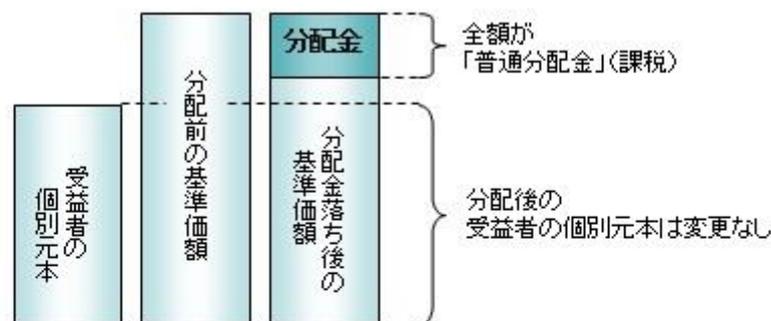
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

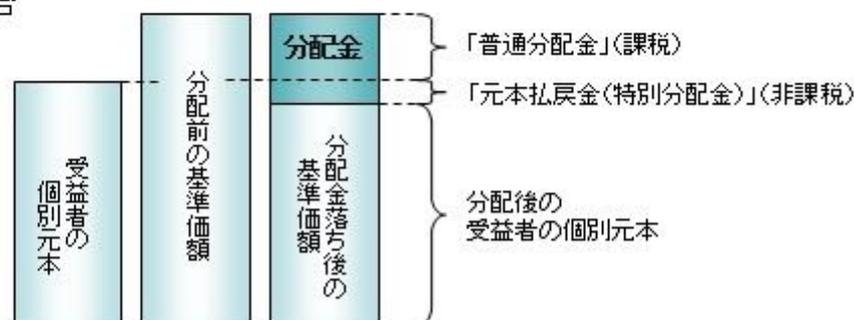
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め

めします。

## 5【運用状況】

以下は、2019年10月31日現在の運用状況であります。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

### 【LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）】

#### （1）【投資状況】

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	239,994,758	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		72,404	0.03
合計（純資産総額）		239,922,354	100.00

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・ウエスタン・グローバル債 券マザーファンド	222,815,670	1.0524	234,496,861	1.0771	239,994,758	100.03

##### b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2019年10月9日）	231,555,018	231,555,018	10,471	10,471
2018年10月末日	132,551,584		9,969	
11月末日	134,621,119		10,051	
12月末日	134,246,019		9,996	
2019年1月末日	133,489,806		10,012	
2月末日	134,137,993		10,201	
3月末日	139,355,746		10,305	
4月末日	140,661,068		10,320	
5月末日	138,994,509		10,169	
6月末日	142,912,321		10,348	
7月末日	145,660,205		10,380	
8月末日	147,116,313		10,389	
9月末日	229,706,184		10,498	
10月末日	239,922,354		10,716	

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

## 【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	2018年10月10日～2019年10月9日	0

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1計算期間	2018年10月10日～2019年10月9日	4.71

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

## （4）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	232,224,790	11,086,373

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

## LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド

## 投資状況

資産の種類	国名/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	2,871,374,911	15.65
	カナダ	751,330,882	4.10
	メキシコ	746,150,536	4.07
	ブラジル	59,684,575	0.33
	コロンビア	67,571,973	0.37
	イタリア	854,485,090	4.66
	フランス	531,832,232	2.90
	スペイン	287,908,189	1.57
	ベルギー	120,497,951	0.66
	イギリス	831,806,739	4.53
	ノルウェー	372,309,383	2.03
	トルコ	61,241,492	0.33
	ポーランド	502,924,822	2.74
	インドネシア	603,675,040	3.29
	南アフリカ	242,781,470	1.32
	アラブ首長国連邦	24,905,864	0.14
	クウェート	232,932,374	1.27
	サウジアラビア	124,829,981	0.68
		小計	9,288,243,504
地方債証券	オーストラリア	55,800,502	0.30
特殊債券	アメリカ	2,116,664,879	11.54
社債券	アメリカ	2,721,572,534	14.83
	カナダ	13,410,924	0.07
	コロンビア	129,423,576	0.71
	ドイツ	131,268,988	0.72
	イタリア	137,579,612	0.75
	フランス	229,109,486	1.25
	オランダ	566,220,926	3.09
	スペイン	216,882,012	1.18
	ベルギー	88,003,722	0.48
	ルクセンブルク	141,582,752	0.77
	アイルランド	28,195,882	0.15
	イギリス	761,622,062	4.15
	スイス	162,429,879	0.89

	スウェーデン	84,801,332	0.46
	ノルウェー	84,484,175	0.46
	デンマーク	128,157,973	0.70
	ケイマン諸島	25,800,183	0.14
	オーストラリア	91,829,254	0.50
	バミューダ	26,128,739	0.14
	キュラソー	34,826,901	0.19
	小計	5,803,330,912	31.63
投資証券	アメリカ	415,636,261	2.27
	アイルランド	336,088,838	1.83
	小計	751,725,099	4.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		329,977,464	1.80
合計(純資産総額)		18,345,742,360	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引	買建	アメリカ	7,869,529,216	42.89
	買建	カナダ	572,527,294	3.12
	買建	ドイツ	122,193,618	0.66
	買建	オーストラリア	131,717,991	0.71
	売建	アメリカ	4,158,986,491	22.67
	売建	ドイツ	4,448,465,212	24.24
	売建	イギリス	520,294,552	2.83
	売建	オーストラリア	1,607,827,473	8.76

(注)先物取引は、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券オプション	買建	アメリカ		
	売建	ドイツ	9,879,548	0.05
通貨オプション	売建	アメリカ	850,624	0.00

(注)オプション取引は、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
直物為替先渡取引	買建		177,176,601	0.96

(注)直物為替先渡取引は、知りうる直近の日の価格情報提供会社の提供する価額等で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	6,970,000	13,140.43	915,888,181	12,599.45	878,182,187	3.000	2048/8/15	4.79
2	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	8,720,000	8,701.47	758,768,589	8,616.17	751,330,882	2.250	2025/6/1	4.10
3	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	5,220,000	11,072.00	587,982,401	11,001.55	584,187,705	0.500	2024/4/15	3.18
4	インドネ シア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	67,107,000,000	0.82	551,045,775	0.83	560,111,662	8.375	2039/4/15	3.05
5	メキシコ	国債証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	84,040,000	609.10	511,892,434	606.81	509,968,418	7.750	2042/11/13	2.78
6	ポーラン ド	国債証券	POLAND GOVT	16,660,000	3,053.95	508,788,089	3,018.75	502,924,822	2.750	2028/4/25	2.74
7	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. INFL	2,750,000	15,288.17	469,545,677	15,158.69	466,029,030	1.850	2027/7/25	2.54
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	3,830,000	11,481.77	439,752,116	11,415.38	437,209,340	2.875	2023/10/31	2.38
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	2,850,000	15,141.34	431,528,443	14,782.16	421,291,595	4.500	2036/2/15	2.30
10	アメリカ	投資証券	WA CHINA BOND FUND L.L.C.	395,706.368	1,049.24	415,193,581	1,050.36	415,636,261			2.27
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,120,000	19,150.33	405,987,094	18,774.67	398,023,205	4.750	2044/9/1	2.17
12	ノル ウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	30,470,000	1,224.78	373,191,136	1,221.88	372,309,383	1.750	2029/9/6	2.03
13	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,500,000	14,339.54	358,488,642	14,205.16	355,129,019	0.750	2023/7/22	1.94
14	アイルラ ンド	投資証券	LMQI-LMWA INDIA BOND-LM USD	24,016.044	13,896.35	333,735,458	13,994.34	336,088,838			1.83
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI	2,070,000	15,801.58	327,092,740	15,410.96	319,007,002	3.250	2046/9/1	1.74
16	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,210,000	21,173.07	256,194,209	20,103.33	243,250,383	3.250	2044/1/22	1.33
17	クウェー ト	国債証券	KUWAIT INTL BOND	1,990,000	11,826.98	235,356,925	11,705.14	232,932,374	3.500	2027/3/20	1.27
18	イギリス	国債証券	UK TREASURY	860,000	23,923.32	205,740,614	22,986.70	197,685,700	4.750	2038/12/7	1.08
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	1,770,000	10,965.58	194,090,854	10,741.69	190,127,957	1.625	2029/8/15	1.04
20	アメリカ	特殊債券	FNMA #MA3521	1,580,988.54	11,335.40	179,211,528	11,288.77	178,474,260	4.000	2048/11/1	0.97
21	アメリカ	特殊債券	FNMA #MA3496	1,492,205.94	11,475.36	171,236,064	11,474.59	171,224,528	4.500	2048/10/1	0.93
22	アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GROUP	1,510,000	11,413.45	172,343,168	11,310.67	170,791,149	3.500	2026/11/16	0.93
23	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,400,000	11,733.56	164,269,868	11,576.23	162,067,226	4.600	2046/1/23	0.88
24	アメリカ	特殊債券	GNMA II 30YR NOV FWD	1,400,000	11,208.32	156,916,495	11,157.65	156,207,130	3.000	2049/11/1	0.85
25	スペイン	国債証券	SPAIN GOVT	660,000	23,672.26	156,236,926	23,129.50	152,654,742	5.150	2044/10/31	0.83
26	南アフリ カ	国債証券	SOUTH AFRICA GOVT	29,420,000	512.30	150,719,354	506.23	148,935,566	6.500	2041/2/28	0.81
27	アメリカ	特殊債券	FNMA #MA2806	1,303,386.99	11,201.42	145,997,876	11,130.90	145,078,708	3.000	2046/11/1	0.79
28	アメリカ	社債券	WELLS FARGO & COMPANY	1,150,000	12,360.16	142,141,915	12,180.62	140,077,169	3.900	2045/5/1	0.76
29	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI INFL	740,000	16,398.31	137,748,332	16,347.90	137,454,883	2.550	2041/9/15	0.75
30	スペイン	国債証券	SPANISH GOVT 2.7 10/31/4	810,000	17,239.66	139,641,311	16,697.95	135,253,447	2.700	2048/10/31	0.74

（注1）変動利付債券は2019年10月末現在の利率です。

（注2）2019年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## b. 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	50.63
地方債証券	0.30
特殊債券	11.54
社債券	31.63
投資証券	4.10
合計	98.20

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 （円）	評価額	評価額 （円）	投資比率 （％）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR 1912	買建	216	米ドル	25,930,126.08	2,823,272,128	25,628,063.04	2,790,383,504	15.20
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 2YR 1912	買建	149	米ドル	32,215,430.06	3,507,616,024	32,071,086.31	3,491,899,877	19.03
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR 1912	売建	295	米ドル	38,827,400.86	4,227,527,405	38,197,892.1	4,158,986,491	22.67
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 20YR 1912	買建	82	米ドル	13,494,125	1,469,240,330	13,086,687.5	1,424,878,535	7.76
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US UL 1912	買建	8	米ドル	1,560,750	169,934,460	1,491,250	162,367,300	0.88
	カナダ	モントリオール取引所	CA 10YR 1912	買建	49	カナダドル	6,978,159.45	576,744,878	6,927,130	572,527,294	3.12
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BTP10YR 1912	買建	7	ユーロ	1,018,010	123,647,494	1,006,040	122,193,618	0.66
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	OAT10YR 1912	売建	1	ユーロ	170,660	20,728,363	167,740	20,373,700	0.11
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EB 5YR 1912	売建	88	ユーロ	11,950,400	1,451,495,584	11,824,560	1,436,211,058	7.82
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EB 10YR 1912	売建	144	ユーロ	25,105,452	3,049,308,200	24,632,640	2,991,880,454	16.30
オーストラリア	シドニー先物取引所	AU 10YR 1912	買建	12	オーストラリアドル	1,785,460.44	134,409,462	1,749,707.64	131,717,991	0.71	
オーストラリア	シドニー先物取引所	AU 3YR 1912	売建	185	オーストラリアドル	21,443,122.12	1,614,238,233	21,357,963.25	1,607,827,473	8.76	

イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	UK 10YR 1912	売建	28	英ポンド	3,784,760	532,023,713	3,701,320	520,294,552	2.83
------	--------------------	--------------	----	----	------	-----------	-------------	-----------	-------------	------

(注1) 先物取引は、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2) 評価額は、2019年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券オプション	アメリカ	シカゴ商品取引所	FVZ9 P 1122	買建	120	米ドル					
	アメリカ	シカゴ商品取引所	TUZ9 P 1122	買建	108	米ドル					
	アメリカ	シカゴ商品取引所	TYZ9 C 1122	買建	100	米ドル					
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	RXZ9 P 1122	売建	49	ユーロ	15,190	1,844,969	81,340	9,879,548	0.05
通貨オプション	アメリカ	シカゴ商品取引所	BGAZ9 C 1206	売建	5	米ドル	3,687.5	401,493	4,031.25	438,922	0.00
	アメリカ	シカゴ商品取引所	BGAZ9 P 1206	売建	5	米ドル	4,006.25	436,199	3,781.25	411,702	0.00

(注1) オプション取引は、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(注2) 評価額は、2019年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
直物為替先渡取引	買建	韓国ウォン/米ドル	1,601,597.87	174,381,976	177,176,601	0.96

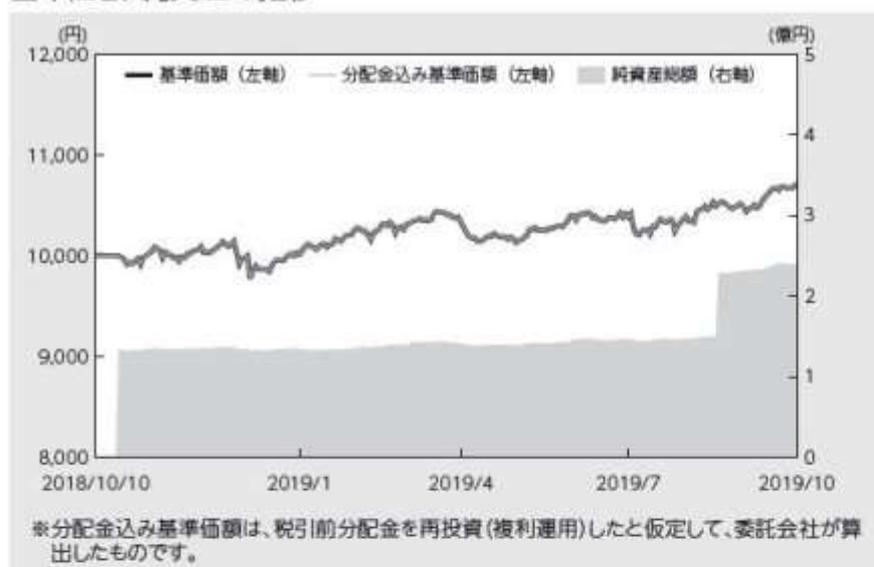
(注1) 直物為替先渡取引は、知りうる直近の日の価格情報提供会社の提供する価額等で評価しています。

(注2) 評価額は、2019年10月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

## 参考情報

### 運用実績

## 基準価額・純資産の推移



## 基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
10,716円	2億円

## 分配の推移

2019年10月	0円
設定来累計	0円

※1万円当たり、税引前  
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況(LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド)

## ■種類別組入比率 ■通貨別構成 ■組入上位銘柄

種類	比率(%)	通貨	比率(%)	銘柄	国	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
国債証券	50.63	米ドル	52.81	US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	3.000	2048年8月15日	4.79
地方債証券	0.30	ユーロ	24.15	CANADIAN GOVT	カナダ	国債証券	2.250	2025年6月1日	4.10
特殊債券	11.54	英ポンド	5.90	TSY INFL IX N/B	アメリカ	国債証券	0.500	2024年4月15日	3.18
社債券	31.63	カナダドル	4.34	INDONESIA GOVERNMENT	インドネシア	国債証券	8.375	2039年4月15日	3.05
投資証券	4.10	インドネシアルピア	3.16	MEXICAN BONOS DESARR FIX	メキシコ	国債証券	7.750	2042年11月13日	2.78
現金・預金・その他の資産	1.80	その他	9.63	POLAND GOVT	ポーランド	国債証券	2.750	2028年4月25日	2.74
合計	100.00	合計(純資産総額)	100.00	FRANCE O.A.T. INFL	フランス	国債証券	1.850	2027年7月25日	2.54
				US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	2.875	2023年10月31日	2.38
				US TREASURY NOTE	アメリカ	国債証券	4.500	2036年2月15日	2.30
				WA CHINA BOND FUND LLC	アメリカ	投資証券	—	—	2.27

※外国債券TBA銘柄の売残高(売付債券)は「特殊債券」に含まれません。また、「現金・預金・その他の資産」には負債としての売付債券を控除した値を記載しております。

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンド受益証券の組入比率は100.03%です。

## 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2018年はファンドの設定日(2018年10月10日)から年末までの収益率、2019年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2017年以前はベンチマークの年間収益率を表示しております。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込方法  
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択  
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。  
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞  
収益分配金を自動的に再投資するコースです。  
＜分配金受取りコース（一般コース）＞  
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。  
販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。
- (3) 申込みの受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日  
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
・ロンドンの銀行休業日  
・ニューヨークの銀行休業日
- (6) 申込金額  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。  
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 申込単位  
販売会社が定める単位とします。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 申込代金の支払い  
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消  
委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。  
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
・ロンドンの銀行休業日  
・ニューヨークの銀行休業日
- (4) 解約制限  
資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設け

る場合があります。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス：<http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

#### (6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。  
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

- 販売会社が定める単位とします。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

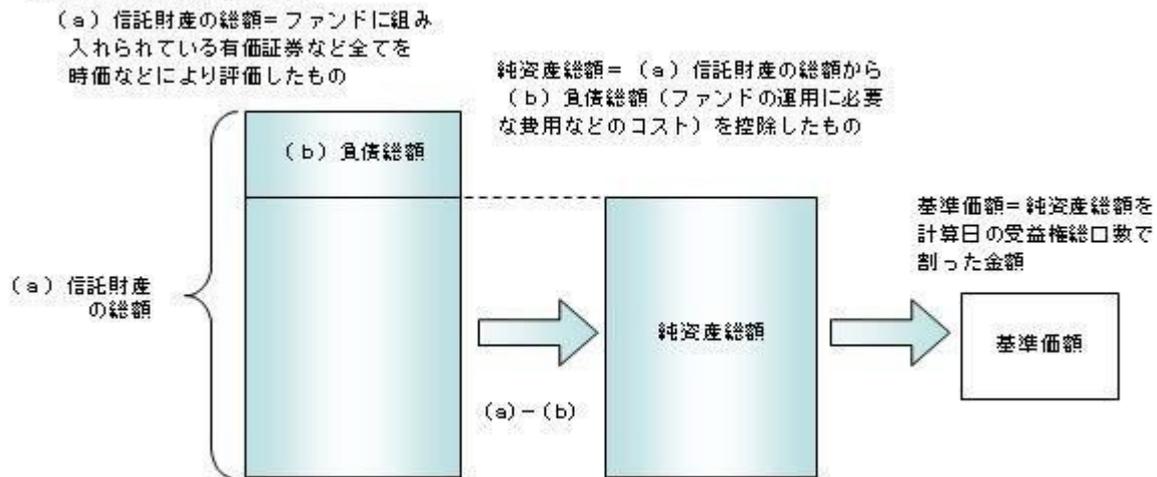
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

### <基準価額算出の流れ>



#### 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

#### <主な資産の評価方法>

##### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### 外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  - 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
  - 価格情報会社の提供する価額
- 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

##### 為替予約取引

原則として、基準価額計算日のわが国における対顧客先物相場の仲値で評価します。

##### 有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

#### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社  
 ホームページアドレス：<http://www.leggmason.co.jp>  
 電話番号：03-5219-5940  
 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

2028年10月10日までとします（2018年10月10日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### （４）【計算期間】

毎年10月10日から翌年10月9日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

#### （５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
    - イ) 受益者の解約により信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合
    - ロ) マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回ったとき
    - ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
    - ニ) やむを得ない事情が発生したとき
  - 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
  - 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
    - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
    - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
    - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
    - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
  - 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
  - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

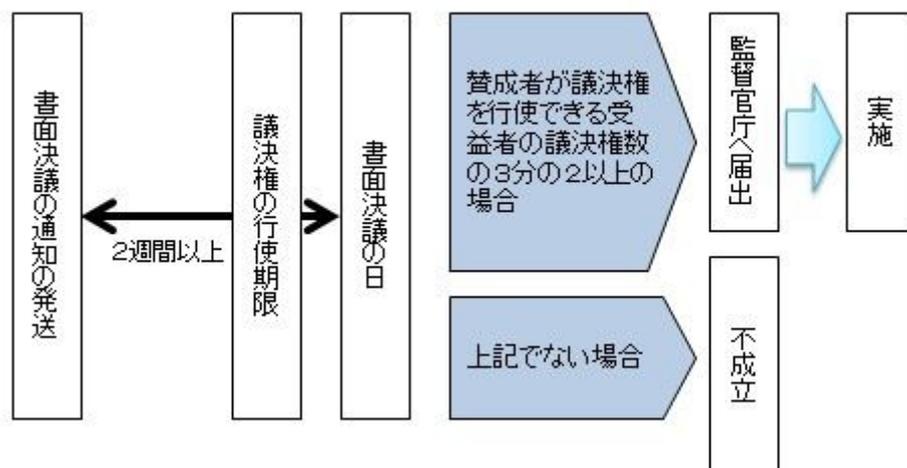
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.leggmason.co.jp>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する

ことができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第41条により、2018年10月10日から2019年10月9日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2018年10月10日から2019年10月9日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 2019年10月 9日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
親投資信託受益証券	231,942,222
流動資産合計	231,942,222
資産合計	231,942,222
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払受託者報酬	24,926
未払委託者報酬	323,988
その他未払費用	38,290
流動負債合計	387,204
負債合計	387,204
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	221,138,417
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,416,601
（分配準備積立金）	6,111,460
元本等合計	231,555,018
純資産合計	231,555,018
負債純資産合計	231,942,222

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第1期 自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
営業収益	
有価証券売買等損益	6,989,354
営業収益合計	6,989,354
営業費用	
受託者報酬	45,159
委託者報酬	586,930
その他費用	69,205
営業費用合計	701,294
営業利益又は営業損失 ( )	6,288,060
経常利益又は経常損失 ( )	6,288,060
当期純利益又は当期純損失 ( )	6,288,060
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	176,600
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,311,653
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,311,653
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,512
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,512
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	10,416,601

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1期
	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第1期	
2019年10月 9日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	221,138,417口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
一口当たり純資産額	1.0471円
(一万口当たり純資産額)	(10,471円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期
	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。
2. 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	3,981,622円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	2,129,838円
収益調整金額	4,305,141円
分配準備積立金額	- 円
当ファンドの分配対象収益額	10,416,601円
当ファンドの期末残存口数	221,138,417口
1万口当たり収益分配対象額	471.03円
1万口当たり分配金額	- 円
収益分配金金額	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期
	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期
	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 元本の移動

項目	第1期
	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	231,224,790円
期中解約元本額	11,086,373円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第1期
	2019年10月 9日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	6,881,698
合計	6,881,698

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド	220,435,490	231,942,222	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.2%	220,435,490	231,942,222 100.0%	
合計				231,942,222	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2019年10月9日現在

資産の部	
流動資産	
預金	144,547,506
コール・ローン	838,414,516
国債証券	8,441,440,935
地方債証券	54,233,955
特殊債券	2,113,497,062
社債券	5,562,853,776
投資証券	564,359,712
コール・オプション(買)	2,645,745
プット・オプション(買)	395,570
派生商品評価勘定	135,015,957
未収入金	892,221,116
未収利息	110,591,843
前払金	42,258
前払費用	32,817,188
差入委託証拠金	365,112,500
流動資産合計	19,258,189,639
資産合計	19,258,189,639
負債の部	
流動負債	
売付債券	77,379,428
コール・オプション(売)	4,060,303

2019年10月 9日現在	
プット・オプション（売）	2,126,142
派生商品評価勘定	104,887,637
未払金	1,733,095,420
未払解約金	4,811,022
未払利息	1,426
流動負債合計	1,926,361,378
負債合計	1,926,361,378
純資産の部	
元本等	
元本	16,471,987,331
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	859,840,930
元本等合計	17,331,828,261
純資産合計	17,331,828,261
負債純資産合計	19,258,189,639

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券・売付債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日までは個別法）に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における貸借対照表作成日の対顧客先物売買取場の仲値によって計算しております。</p> <p>直物為替先渡取引 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2019年10月 9日現在	
1. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	16,471,987,331口
2. 開示対象ファンドの期末における当該ファンドの	
一口当たり純資産額	1.0522円
(一万口当たり純資産額)	(10,522円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、金利変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引、債券先物オプション取引、為替予約取引及び直物為替先渡取引を行っております。債券先物取引、債券先物オプション取引は金利変動リスク、為替予約取引、直物為替先渡取引は為替変動リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券、投資証券、売付債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定、コール・オプション(買)、コール・オプション(売)、プット・オプション(買)、プット・オプション(売) デリバティブ取引については、（その他の注記）の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

## 1 元本の移動等

項目	自 2018年10月10日 至 2019年10月 9日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	2,000,000円
同期中における追加設定元本額	18,774,877,685円
同期中における解約元本額	2,304,890,354円
元本の内訳	
LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）	220,435,490円
LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（適格機関投資家専用）	16,251,551,841円
計	16,471,987,331円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	2019年10月 9日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	651,270,459
地方債証券	5,631,766
特殊債券	44,510,325
社債券	312,563,143
売付債券	35,441
投資証券	35,674,296
合計	1,049,614,548

## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

種類	2019年10月 9日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
債券先物取引				
買建	8,184,982,528	-	8,236,065,518	51,082,990
売建	9,161,654,393	-	9,170,989,090	9,334,697
債券先物オプション取引				
買建				
コール	2,570,485,500 (1,688,283)	-	2,645,745	957,462
プット	4,791,480,930 (2,909,898)	-	395,570	2,514,328
売建				
コール	1,877,127,160 (5,769,264)	-	4,060,303	1,708,961
プット	1,563,104,050 (6,574,180)	-	2,126,142	4,448,038
合計	28,148,834,561	-	17,416,282,368	46,348,426

## (注) 時価の算定方法

## A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

## B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、( )内はオプション料であります。

## 通貨関連

種類	2019年10月 9日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	6,514,183,062	-	6,465,415,622	48,767,440
米ドル	3,167,369,659	-	3,158,332,823	9,036,836
カナダドル	314,779,320	-	312,373,872	2,405,448
メキシコペソ	128,421,889	-	127,785,779	636,110
ユーロ	1,849,309,759	-	1,826,786,581	22,523,178
英ポンド	427,382,521	-	425,980,920	1,401,601
スイスフラン	114,504,960	-	113,295,000	1,209,960
スウェーデンクローナ	237,650,981	-	230,262,600	7,388,381
ノルウェークローネ	15,634,885	-	15,501,936	132,949
デンマーククローネ	36,445,800	-	36,156,000	289,800
ポーランドズロチ	9,521,337	-	9,491,353	29,984
オーストラリアドル	118,031,400	-	116,696,958	1,334,442
ニュージーランドドル	13,556,700	-	13,490,000	66,700
シンガポールドル	39,764,700	-	39,438,300	326,400
南アフリカランド	41,809,151	-	39,823,500	1,985,651
売建	5,753,012,361	-	5,716,809,931	36,202,430
米ドル	3,436,129,472	-	3,434,670,267	1,459,205
カナダドル	212,119,619	-	209,376,062	2,743,557
メキシコペソ	406,943,675	-	408,867,054	1,923,379
ユーロ	1,308,949,219	-	1,284,246,600	24,702,619
英ポンド	316,727,038	-	309,735,300	6,991,738
スウェーデンクローナ	12,702,095	-	12,385,500	316,595
オーストラリアドル	18,904,366	-	18,725,200	179,166
南アフリカランド	40,536,877	-	38,803,948	1,732,929
合計	12,267,195,423	-	12,182,225,553	12,565,010

## (注) 時価の算定方法

## 為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

## 通貨関連

種類	2019年10月 9日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
直物為替先渡取引				
買建	168,030,676	-	168,975,713	945,037
韓国ウォン	168,030,676	-	168,975,713	945,037
合計	168,030,676	-	168,975,713	945,037

(注) 時価の算定方法

直物為替先渡取引について

1. 価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表記しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

### 株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT	200,000.00	237,380.00	
		COLOMBIA GOVT	260,000.00	329,027.40	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	530,000.00	546,891.10	
		KUWAIT INTL BOND	1,990,000.00	2,161,617.60	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	260,000.00	308,339.20	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	890,000.00	864,581.60	

	TSY INFL IX N/B	5,220,000.00	5,400,279.21	
	UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	1,295,124.00	
	US TREASURY NOTE	300,000.00	302,226.56	
	US TREASURY NOTE	2,140,000.00	2,265,557.82	
	US TREASURY NOTE	1,200,000.00	1,214,250.00	
	US TREASURY NOTE	560,000.00	623,087.50	
	US TREASURY NOTE	10,000.00	10,957.81	
	US TREASURY NOTE	1,330,000.00	1,341,221.87	
	US TREASURY NOTE	2,350,000.00	3,284,492.18	
	US TREASURY NOTE	6,610,000.00	7,996,034.37	
	US TREASURY NOTE	140,000.00	169,815.62	
	US TREASURY NOTE	600,000.00	711,843.75	
小計	銘柄数：18	25,790,000.00	29,062,727.59	
			(3,113,199,379)	
	組入時価比率：18.0%		18.6%	
カナダドル	CANADIAN GOVT	8,720,000.00	9,180,503.20	
小計	銘柄数：1	8,720,000.00	9,180,503.20	
			(738,204,262)	
	組入時価比率：4.3%		4.4%	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS DESARR FIX	110,080,000.00	117,633,689.60	
小計	銘柄数：1	110,080,000.00	117,633,689.60	
			(642,279,945)	
	組入時価比率：3.7%		3.8%	
ユーロ	BELGIUM GOVT	570,000.00	1,034,441.70	
	BUONI POLIENNALI	2,070,000.00	2,693,007.90	
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	3,156,000.00	
	BUONI POLIENNALI INFL	740,000.00	1,134,104.50	
	FRANCE O.A.T.	450,000.00	570,330.00	
	FRANCE O.A.T. INFL	2,750,000.00	3,865,846.18	
	REPUBLIC OF TURKEY	480,000.00	496,800.00	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND	980,000.00	1,063,525.40	
	SPAIN GOVT	570,000.00	1,113,894.00	
	SPANISH GOVT 2.7 10/31/4	810,000.00	1,149,689.70	
	UNITED MEXICAN STATES	540,000.00	614,152.80	
小計	銘柄数：11	11,960,000.00	16,891,792.18	
			(1,982,758,566)	

		組入時価比率：11.4%		11.8%
英ポンド		UK TREASURY	2,500,000.00	2,550,250.00
		UK TREASURY	170,000.00	262,763.90
		UK TREASURY	860,000.00	1,463,616.80
		UK TREASURY	1,210,000.00	1,822,538.30
小計		銘柄数：4	4,740,000.00	6,099,169.00 (798,198,247)
		組入時価比率：4.6%		4.8%
ポーランドズロチ		POLAND GOVT	16,660,000.00	17,839,694.60
	小計		銘柄数：1	16,660,000.00
		組入時価比率：2.8%		2.9%
インドネシアルピア		INDONESIA GOVERNMENT	67,107,000,000.00	70,646,894,250.00
	小計		銘柄数：1	67,107,000,000.00
		組入時価比率：3.1%		3.2%
南アフリカランド		SOUTH AFRICA GOVT	29,420,000.00	20,731,685.60
	小計		銘柄数：1	29,420,000.00
		組入時価比率：0.8%		0.9%
	小計			8,441,440,935 (8,441,440,935)
地方債証券	オーストラリアドル	QUEENSLAND TREASURY	660,000.00	751,891.80
		銘柄数：1	660,000.00	751,891.80 (54,233,955)
		組入時価比率：0.3%		0.3%
	小計			54,233,955 (54,233,955)
特殊債券	米ドル	FHLMC #G08816	179,599.01	185,397.18
		FHLMC #G08823	83,833.28	86,371.24
		FHLMC #G08856	250,477.33	257,978.37
		FHLMC #G08877	262,690.03	273,103.58
		FHLMC #Q59799	74,058.18	79,467.68
		FHLMC #V84260	88,183.60	92,318.61
		FNMA #BK0906	36,342.11	37,515.66

FNMA #BM4897	89,390.99	94,099.83
FNMA #BN5424	95,468.75	98,720.60
FNMA #B01205	98,587.44	100,604.24
FNMA #B03106	99,837.43	102,198.78
FNMA #CA2652	309,051.11	331,826.94
FNMA #CA3471	96,685.18	100,630.61
FNMA #CA4248	399,114.48	407,278.76
FNMA #FM1503	298,808.61	306,256.71
FNMA #FM1628	191,590.73	198,565.83
FNMA #MA2806	1,303,386.99	1,340,906.28
FNMA #MA3060	139,122.41	142,844.90
FNMA #MA3090	141,891.03	145,709.88
FNMA #MA3383	169,774.71	175,529.22
FNMA #MA3496	1,492,205.94	1,572,704.48
FNMA #MA3521	1,580,988.54	1,645,954.52
FNMA #MA3548	726,841.95	749,661.15
FNMA #MA3686	380,320.41	391,827.00
FNMA 15YR OCT FWD	500,000.00	506,519.00
FNMA 15YR OCT FWD	900,000.00	922,391.10
FNMA 15YR OCT FWD	500,000.00	518,125.00
FNMA 30YR NOV FWD	1,000,000.00	1,018,594.00
FNMA 30YR NOV FWD	400,000.00	428,312.40
FNMA 30YR POOL	300,000.00	307,066.41
FR QA0241	191,779.13	196,211.52
FR QA0445	97,947.94	99,951.66
FR QA2427	99,132.50	101,629.84
FR RA1224	197,020.34	201,218.05
FR RA1493	399,553.82	410,680.59
FR RA1496	199,612.95	204,495.48
FR ZN4906	93,104.96	95,009.70
FR ZN6631	194,014.98	198,454.43
FR ZN6682	97,326.26	99,317.26
FR ZN6689	98,330.33	100,341.77
FR ZS8701	76,450.01	79,316.89
GNMA #784571	166,664.98	175,697.72

		GNMA #AA5649	40,712.32	42,279.01	
		GNMA #AB9109	37,552.18	38,833.12	
		GNMA #AB9207	33,248.21	34,382.33	
		GNMA II 30YR OCT FWD	1,400,000.00	1,443,449.00	
		GNMA II 30YR OCT FWD	860,000.00	892,317.08	
		GNMA2 #MA1995	92,119.27	97,056.03	
		GNMA2 #MA4836	24,753.95	25,580.60	
		GNMA2 #MA4838	71,094.87	74,198.72	
		GNMA2 #MA4901	71,893.76	75,083.68	
		GNMA2 #MA5019	81,842.75	85,043.78	
		GNMA2 #MA5137	72,952.34	75,977.52	
		GNMA2 #MA5265	66,953.60	70,576.25	
		GNMA2 #MA5330	75,337.65	78,532.64	
		GNMA2 #MA5331	66,911.80	70,652.43	
		GNMA2 #MA5398	75,900.54	79,176.40	
		GNMA2 #MA5467	138,580.58	146,064.48	
		GNMA2 #MA5528	766,808.68	798,428.03	
		GNMA2 #MA5711	173,064.47	181,226.36	
		GNMA2 #MA5712	76,394.83	80,595.85	
		GNMA2 #MA5929	294,223.97	303,620.89	
		GNMA2 #MA6154	439,078.47	456,302.62	
	小計	銘柄数：63	19,058,612.68	19,730,181.69	
				(2,113,497,062)	
		組入時価比率：12.2%		12.6%	
	小計			2,113,497,062	
				(2,113,497,062)	
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	120,000.00	123,164.40	
		ANHEUSER-BUSCH	790,000.00	808,264.80	
		ANHEUSER-BUSCH	190,000.00	226,766.90	
		AT&T INC	590,000.00	631,854.60	
		BANK OF AMERICA CORP FRN	1,130,000.00	1,188,771.30	
		BNP PARIBAS FRN	480,000.00	565,833.60	
		CHARTER COMM OPT LLC/CAP	60,000.00	63,253.80	
		CITIGROUP INC	830,000.00	911,389.80	
		CITIGROUP INC	320,000.00	526,278.40	

CITIGROUP INC	380,000.00	459,758.20	
COMCAST CORP	750,000.00	846,802.50	
CSC HOLDINGS LLC	250,000.00	256,752.50	
CVS HEALTH CORP	800,000.00	870,144.00	
DANSKE BANK A/S	200,000.00	220,784.00	
DEVON ENERGY CORPORATION	710,000.00	847,093.90	
ECOPETROL SA	1,130,000.00	1,192,511.60	
ENTERPRISE PRODUCTS OPER	400,000.00	473,500.00	
FIRSTENERGY CORP	400,000.00	569,852.00	
FREEPORT-MC C AND G	228,000.00	228,394.44	
GENERAL MOTORS	50,000.00	56,152.00	
GLENCORE FUNDING LLC	680,000.00	699,346.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	1,510,000.00	1,582,872.60	
GOLDMAN SACHS GROUP	440,000.00	594,136.40	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	520,000.00	617,791.20	
HCA INC	720,000.00	806,529.60	
HSBC HOLDINGS PLC	840,000.00	894,499.20	
HSBC HOLDINGS PLC FRN	200,000.00	209,838.00	
JPMORGAN CHASE & CO	1,150,000.00	1,194,424.50	
JPMORGAN CHASE & CO	610,000.00	674,940.60	
JPMORGAN CHASE & CO FRN	500,000.00	568,515.00	
MORGAN STANLEY	580,000.00	617,108.40	
MORGAN STANLEY FRN	400,000.00	452,280.00	
NETFLIX INC	100,000.00	103,001.00	
NETFLIX INC	100,000.00	105,824.00	
NUMERICABLE GROUP SA	220,000.00	233,156.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM	160,000.00	161,912.00	
PETROBRAS GLOBAL FINANCE	1,080,000.00	1,208,617.20	
RANGE RESOURCES CORP	210,000.00	208,987.80	
ROYAL BK OF SCOTLAND PLC	150,000.00	165,390.00	
SANTANDER UK PLC	200,000.00	213,714.00	
SOUTHERN COPPER CORP	830,000.00	933,144.10	
SPRINT CORP	200,000.00	219,572.00	
T-MOBILE USA INC	40,000.00	41,165.20	
TARGA RESOURCES PARTNERS	20,000.00	21,650.00	

	TARGA RESOURCES PARTNERS	30,000.00	32,476.50	
	TEVA PHARMACEUT FIN BV	350,000.00	305,361.00	
	TIME WARNER ENT	390,000.00	543,816.00	
	UNITED RENTALS NORTH AM	210,000.00	215,029.50	
	UPCB FINANCE IV LTD	230,000.00	236,900.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	750,000.00	854,415.00	
	VIRGIN MEDIA SECURED FIN	230,000.00	238,199.50	
	VOC ESCROW LTD	230,000.00	236,860.90	
	VODAFONE GROUP PLC	710,000.00	789,619.40	
	WELLS FARGO & COMPANY	830,000.00	913,996.00	
	WELLS FARGO & COMPANY	1,150,000.00	1,305,491.50	
	WPX ENERGY INC	60,000.00	67,459.80	
小計	銘柄数：56	26,438,000.00	29,335,362.64	
			(3,142,404,045)	
	組入時価比率：18.1%		18.8%	
ユーロ	ABN AMRO BANK NV	540,000.00	640,537.20	
	ABN AMRO BANK NV	660,000.00	693,495.00	
	ALLERGAN FUNDING SCS	100,000.00	105,526.00	
	ALLIANZ FINANCE II B FRN	100,000.00	109,930.00	
	ALLIANZ FINANCE II B.V.	300,000.00	339,651.00	
	ANGLO AMERICAN CAPITAL	500,000.00	520,845.00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	600,000.00	612,360.00	
	BANCO SANTANDER SA	500,000.00	573,065.00	
	BANK OF AMERICA CORP FRN	660,000.00	717,994.20	
	BARCLAYS BANK PLC FRN	700,000.00	708,603.00	
	BARCLAYS PLC FRN	560,000.00	555,671.20	
	BNP PARIBAS FRN	630,000.00	654,204.60	
	BP CAPITAL MARKETS PLC	390,000.00	427,627.20	
	COOPERATIEVE RABOBAN FRN	690,000.00	715,985.40	
	CREDIT AGRICOLE SA	460,000.00	521,032.80	
	DANSKE BANK A/S FRN	650,000.00	670,208.50	
	DEUTSCHE TELEKOM INT FIN	440,000.00	553,704.80	
	DH EUROPE FINANCE	380,000.00	382,511.80	
	DNB NOR BANK FRN	680,000.00	697,652.80	
	GE CAPITAL EURO FUND	230,000.00	231,851.50	

		HOLCIM FINANCE LUX SA	530,000.00	570,460.20	
		ING GROEP NV FRN	500,000.00	539,630.00	
		INTESA SANPAOLO SPA	560,000.00	573,188.00	
		KBC GROUP NV FRN	700,000.00	726,089.00	
		MEDTRONIC GLOBAL HLDINGS	220,000.00	233,767.60	
		MUNICH RE FRN	300,000.00	356,040.00	
		ROYAL BK SCOTLND	530,000.00	565,425.20	
		SVENSKA HANDELSBANKE FRN	680,000.00	700,488.40	
		TELECOM ITALIA FIN NV	180,000.00	266,430.60	
		TELEFONICA EMISIONES	500,000.00	607,800.00	
		UBS AG FRN	610,000.00	645,837.50	
		UBS GROUP FUNDING	660,000.00	696,511.20	
		UNICREDIT SPA FRN	500,000.00	560,685.00	
		VOLKSWAGEN FIN SERV	700,000.00	728,714.00	
	小計	銘柄数：34	16,940,000.00	18,203,523.70	
				(2,136,729,611)	
		組入時価比率：12.3%		12.8%	
	英債券	AVIVA PLC FRN	220,000.00	262,559.00	
		HSBC HOLDINGS PLC FRN	370,000.00	378,658.00	
		KRAFT HEINZ FOODS CO	390,000.00	426,905.70	
		SCOTTISH WIDOWS LTD	380,000.00	425,022.40	
	小計	銘柄数：4	1,360,000.00	1,493,145.10	
				(195,407,899)	
		組入時価比率：1.1%		1.2%	
	オーストラリアドル	WESTPAC BANKING	1,200,000.00	1,224,348.00	
	小計	銘柄数：1	1,200,000.00	1,224,348.00	
				(88,312,221)	
		組入時価比率：0.5%		0.5%	
	小計			5,562,853,776	
				(5,562,853,776)	
投資証券	米ドル	LMQI-LMWA INDIA BOND-LM USD	24,016.044	3,065,167.69	
		WA CHINA BOND FUND L.L.C.	229,177.613	2,203,313.57	
	小計	銘柄数：2	253,193.657	5,268,481.26	
				(564,359,712)	
		組入時価比率：3.3%		3.4%	

小計		564,359,712 (564,359,712)
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)		16,736,385,440 (16,736,385,440)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注3)投資証券の券面総額欄は口数を表しております。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

### 債券関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

### 通貨関連

「注記表（その他の注記）3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目（記載上の注意を含む）を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

以下は、2019年10月31日現在のファンドの状況であります。

### 【LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	239,994,758円
負債総額	72,404円
純資産総額（ - ）	239,922,354円
発行済口数	223,900,160口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ）	10,716円

（参考）

### LM・ウエスタン・グローバル債券マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	19,581,560,306円
負債総額	1,235,817,946円
純資産総額（ - ）	18,345,742,360円
発行済口数	17,031,768,036口
1万口当たり純資産額 （ / ×10,000 ）	10,771円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知

するものとしします。

- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとしします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2019年10月末現在）

資本金の額	: 1,000百万円
委託会社が発行する株式総数	: 100,000株
発行済株式総数	: 78,270株
最近5年間における主な資本金の額の増減	: 該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構（2019年10月末現在）

###### 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の前日の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

###### 運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ペースで開催されます。東京運用委員会は、運用本部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2019年10月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	70	1,287,356
合計	70	1,287,356

##### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令

第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表及び第22期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
<b>資 産 の 部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,089,985	880,774
前払費用	74,425	112,612
未収委託者報酬	669,614	583,757
未収運用受託報酬	3,385,182	2,378,281
その他未収収益	10,535	10,952
関係会社短期貸付金	800,000	200,000
未収入金	-	420
未収利息	785	294
未収還付法人税等	-	39,285
未収還付消費税等	-	115,535
流動資産計	7,030,529	4,321,915
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	158,650	134,951
器具備品	16,298	11,407
有形固定資産計	174,949	146,359
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	20,131	11,063
無形固定資産計	20,131	11,063
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	114,665	114,674
長期差入保証金	92,087	64,577
前払年金費用	24,863	17,828
繰延税金資産	282,816	265,899
投資その他の資産計	514,432	462,979
固定資産計	709,514	620,402
資産合計	7,740,043	4,942,317

(単位：千円)

	第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金	29,594	35,474
未払金	1,365,687	866,176
未払手数料	244,732	197,747
未払消費税等	441,797	-
その他未払金	679,157	668,429
未払費用	2,299,449	1,766,612
未払法人税等	667,719	-
前受金	48,442	54,948
流動負債計	4,410,892	2,723,212
固定負債		
退職給付引当金	63,380	63,388
役員退職慰労引当金	4,456	23,971
固定負債計	67,837	87,360
負債合計	4,478,729	2,810,573
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,011,313	881,744
利益剰余金計	2,034,907	905,338
株主資本合計	3,261,313	2,131,744
純資産合計	3,261,313	2,131,744
負債純資産合計	7,740,043	4,942,317

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第20期事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	18,069,444	12,884,041
運用受託報酬	4,327,030	3,387,425

その他営業収益	162,253	132,141
営業収益計	22,558,729	16,403,607
営業費用		
支払手数料	7,082,873	4,796,984
広告宣伝費	67,300	62,862
調査費	9,087,377	6,722,803
調査費	195,095	252,766
委託調査費	8,890,398	6,468,119
図書費	1,884	1,917
委託計算費	335,783	270,414
営業雑経費	230,858	192,063
通信費	51,052	40,437
印刷費	166,176	135,100
協会費	13,063	15,905
諸会費	567	620
営業費用計	16,804,193	12,045,128
一般管理費		
給料	1,772,529	1,900,569
役員報酬	122,596	127,113
給料・手当	1,060,775	1,191,407
賞与	589,157	582,049
交際費	24,392	29,370
旅費交通費	72,475	75,438
租税公課	60,585	45,641
不動産賃借料	252,402	254,640
退職給付費用	102,394	113,999
役員退職慰労引当金繰入額	2,785	19,515
固定資産減価償却費	40,584	37,658
業務委託費	228,021	241,636
諸経費	1	563,754
一般管理費計	2,961,054	3,282,224
営業利益	2,793,481	1,076,254

(単位：千円)

	第20期事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業外収益		
受取利息	944	1,279
受取配当金	1,600	1,829
投資有価証券売却益	702	59
その他	35	-
営業外収益計	3,283	3,167
営業外費用		
為替差損	57,727	6,527

営業外費用計	57,727	6,527
経常利益	2,739,036	1,072,894
税引前当期純利益	2,739,036	1,072,894
法人税、住民税及び事業税	878,927	385,547
法人税等調整額	20,266	16,916
法人税等合計	858,661	402,463
当期純利益	1,880,375	670,430

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第20期事業年度（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,130,938	1,154,532	2,380,938	2,380,938
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
当期純利益	-	-	-	1,880,375	1,880,375	1,880,375	1,880,375
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	880,375	880,375	880,375	880,375
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313

第21期事業年度（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	2,011,313	2,034,907	3,261,313	3,261,313
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
当期純利益	-	-	-	670,430	670,430	670,430	670,430
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-

当期変動額合計	-	-	-	1,129,569	1,129,569	1,129,569	1,129,569
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年  (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。  (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

## 表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」290,429千円及び「固定負債」の「繰延税金負債」7,613千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」282,816千円に含めて記載しております。

## 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価額を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

## [注記事項]

## (貸借対照表関係)

第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
1 固定資産の減価償却累計額	1 固定資産の減価償却累計額
建物 235,810千円	建物 259,509千円
器具備品 194,218千円	器具備品 198,385千円
2 関係会社に対する資産及び負債	2 関係会社に対する資産及び負債
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。
未払費用 11,614千円	未払費用 15,145千円

## (損益計算書関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1 関係会社との取引	1 関係会社との取引
諸経費 159,847千円	諸経費 203,878千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第20期事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月28日 定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	2017年 3月31日	2017年 6月29日
2017年11月3日 取締役会	普通株式	400,000	5,110.5	2017年 9月30日	2017年 11月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日

## 第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,300,000	16,609.1	2018年 3月31日	2018年 6月29日
2018年11月15日 取締役会	普通株式	500,000	6,388.1	2018年 9月30日	2018年 11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

## (リース取引関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料	
1年以内	161,270千円	1年以内	147,342千円
1年超	184,178千円	1年超	36,835千円
合計	345,448千円	合計	184,178千円

## (金融商品関係)

## 第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,089,985	2,089,985	-
(2) 未収委託者報酬	669,614	669,614	-
(3) 未収運用受託報酬	3,385,182	3,385,182	-
(4) 関係会社短期貸付金	800,000	800,000	-
(5) 投資有価証券	105,380	105,380	-
資産計	7,050,163	7,050,163	-
(1) その他未払金	679,157	679,157	-
(2) 未払手数料	244,732	244,732	-
(3) 未払費用	2,299,449	2,299,449	-
負債計	3,223,339	3,223,339	-

(注)1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

## 負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

## (注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,089,985	-
未収委託者報酬	669,614	-
未収運用受託報酬	3,385,182	-
関係会社短期貸付金	800,000	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	9,148	54,232
合計	6,953,930	54,232

## 第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。また、関係会社短期貸付金は親会社に対し貸付を行ったものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日

であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

関係会社短期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、財務部が貸付先の信用格付を定期的にモニタリングし、期日及び残高の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	880,774	880,774	-
(2) 未収委託者報酬	583,757	583,757	-
(3) 未収運用受託報酬	2,378,281	2,378,281	-
(4) 関係会社短期貸付金	200,000	200,000	-
(5) 投資有価証券	105,388	105,388	-
資産計	4,148,201	4,148,201	-
(1) その他未払金	668,429	668,429	-
(2) 未払手数料	197,747	197,747	-
(3) 未払費用	1,766,612	1,766,612	-
負債計	2,632,788	2,632,788	-

### （注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5)投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	880,774	-
未収委託者報酬	583,757	-
未収運用受託報酬	2,378,281	-
関係会社短期貸付金	200,000	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	63,388
合計	4,042,813	63,388

(有価証券関係)

第20期事業年度 (2018年3月31日)	第21期事業年度 (2019年3月31日)
<p>1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,380千円 取得原価 63,380千円 差額 -</p> <p>投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 -</p>	<p>1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,388千円 取得原価 63,388千円 差額 -</p> <p>投資信託受益証券 貸借対照表計上額 42,000千円 取得原価 42,000千円 差額 -</p>
<p>(注) 非上場株式(貸借対照表計上額9,285千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。</p>	<p>(注) 同 左</p>
<p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 40,000千円 売却益の合計額 702千円 売却損の合計額 -千円</p>	<p>2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 4,000千円 売却益の合計額 64千円 売却損の合計額 5千円</p>

## （退職給付関係）

## 第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,372千円
退職給付費用	102,394千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	6,426千円
制度への拠出金	95,960千円
退職給付引当金の期末残高	<u>63,380千円</u>

## (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	898,706千円
年金資産	<u>923,570千円</u>
	24,863千円
非積立制度の退職給付債務	63,380千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38,516千円</u>
退職給付引当金	63,380千円
前払年金費用	24,863千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>38,516千円</u>

## (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	102,394千円
----------------	-----------

## 第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,380千円
退職給付費用	113,399千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	7,035千円
制度への拠出金	<u>106,355千円</u>

退職給付引当金の期末残高	63,388千円
--------------	----------

## (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	995,061千円
年金資産	1,012,889千円
	17,828千円
非積立制度の退職給付債務	63,388千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円
退職給付引当金	63,388千円
前払年金費用	17,828千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,560千円

## (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	113,399千円
----------------	-----------

## (ストック・オプション等関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 159,847千円	1. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 203,878千円
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2. スtock・オプション等の内容 同 左

## (税効果会計関係)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	179,481	未払金	177,611
役員退職慰労引当金	1,364	役員退職慰労引当金	7,340
退職給付引当金	19,407	退職給付引当金	19,409
未払費用	43,771	未払費用	61,344
未払事業税	35,055	未払事業税	1,531
ストック・オプション費用	64,855	ストック・オプション費用	77,662
有価証券評価損	27,776	有価証券評価損	27,776
長期差入保証金	31,117	長期差入保証金	39,540
繰延税金資産小計	402,829	繰延税金資産小計	412,215
評価性引当額	112,400	評価性引当額	140,856
繰延税金資産合計	290,429	繰延税金資産合計	271,358
繰延税金負債		繰延税金負債	
前払年金費用	7,613	前払年金費用	5,458
繰延税金負債合計	7,613	繰延税金負債合計	5,458
繰延税金資産の純額	282,816	繰延税金資産の純額	265,899
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
		(%)	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率	30.6
		(調整)	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7
		住民税均等割	0.2
		評価性引当金	2.7
		その他	0.8
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3

## (資産除去債務関係)

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	74,113千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	27,509千円

期末における資産除去債務認識額	101,623千円
-----------------	-----------

## 第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	101,623千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
その他増減額（は減少）	27,509千円
期末における資産除去債務認識額	129,132千円

## （セグメント情報等関係）

## 〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## 第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	18,069,444	4,327,030	162,253	22,558,729

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	8,530,455

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）  
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）  
該当事項はありません。

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,884,041	3,387,425	132,141	16,403,607

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	5,338,096

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第20期事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州	-	持株 会社	被所有 直接	資金の 貸付	資金の 貸付 (注1)	800,000	関係会社 短期 貸付金	800,000

		ポルティモア			100%	ストック・オプション費用の負担	諸経費の支払 (注4)	159,847	未払費用	11,614
--	--	--------	--	--	------	-----------------	----------------	---------	------	--------

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注2)	88,252	未払費用	6,980
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ (注6)	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス契約 投資顧問契約	その他営業 収益の受取 (注3)	27,749	その他 未収 収益	2,221
							委託調査費 の支払 (注2)	437,273	未払 費用	36,960
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	1,354,776	未払 費用	182,983
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・ マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	87	未払 費用	2,310
							不動産賃借 料等の支払 (注4)	6,392	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	294,093	未払 費用	22,640

同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	65,934	未払 費用	5,417
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・ インベストメンツ・ エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任  サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	112,846	その他 未収 収益	6,616
							投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	571,005	未払 費用
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 (注4)	183,756	前払 費用	12,598
									未払 費用	106,378
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・ グローバル・ インベストメント・ マネジメント・ エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	2,670,349	未払 費用	1,520,231
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・ アセット・ マネジメント・ オーストラリア・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任  サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	18,393	その他 未収 収益	1,063
							投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	3,408,625	未払 費用
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	3,263	その他 未収 収益	634

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注2）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注6）ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第21期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等（単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付  ストック・ オプション 費用の負担	資金の 貸付 (注1)	200,000	関係会社 短期 貸付金	200,000
							諸経費 の支払 (注4)	203,878	未払 費用	15,145

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス 契約  投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	87,307	未払 費用	8,449
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ エルエルシー (注6)	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	-	サービス 契約  投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	27,492	その他 未収 収益	2,275
							委託調査費 の支払 (注2)	490,082	未払 費用	46,767
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注2)	1,155,615	未払 費用	163,546
同一の親 会社を持 つ会社	ウエスタン・ アセット・	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問	委託調査費 の支払 (注2)	87	未払 費用	8

	マネジメント(株)					契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払(注4)	6,689	-	-
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注2)	227,817	未払費用	18,743
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注2)	99,198	未払費用	11,935
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取(注3)	72,803	その他未収収益	5,481
						投資顧問契約	委託調査費の支払(注2)	340,391	未払費用	25,104
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	サービス契約	調査費・諸経費等の支払(注4)	184,889	前払費用	13,394
									未払費用	17,575
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払(注2)	1,679,781	未払費用	1,151,499
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	-	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取(注3)	11,312	その他未収収益	748
						投資顧問契約	委託調査費の支払(注2)	2,384,090	未払費用	178,125
同一の親会社を持つ会社	エントラストパーマルリミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	-	サービス契約	その他営業収益の受取(注3)	3,296	その他未収収益	822
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問契約	委託調査費の支払(注2)	3,747	未払費用	2,607

同一の親会社を持つ会社	マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	-	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注3)	16,849	その他 未収 収益	1,624
-------------	---------------------------------	-------------------	---	-----	---	------------	------------------------	--------	-----------------	-------

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注6) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは2018年5月にウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーへ商号変更しました。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

### (1株当たり情報)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	41,667円48銭	1株当たり純資産額	27,235円78銭
1株当たり当期純利益金額	24,024円21銭	1株当たり当期純利益金額	8,565円61銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	1,880,375千円	当期純利益	670,430千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	1,880,375千円	普通株式に係る当期純利益	670,430千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

### (重要な後発事象)

第20期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第21期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第22期中間会計期間末

(2019年9月30日)

資 産 の 部	
流動資産	
現金及び預金	1,076,400
前払費用	78,633
未収委託者報酬	765,180
未収運用受託報酬	1,110,486
その他未収収益	9,722
未収利息	133
流動資産計	3,040,556
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 123,102
器具備品	1 9,339
有形固定資産計	132,442
無形固定資産	
ソフトウェア	8,926
無形固定資産計	8,926
投資その他の資産	
投資有価証券	113,678
長期差入保証金	50,822
前払年金費用	39,821
繰延税金資産	160,804
投資その他の資産計	365,127
固定資産計	506,495
資産合計	3,547,051

(単位：千円)

第22期中間会計期間末

(2019年9月30日)

負 債 の 部	
流動負債	
預り金	32,884
未払手数料	250,644
未払消費税等	68,308
未払費用	661,606
未払法人税等	40,199
前受金	56,461
賞与引当金	295,976
流動負債計	1,406,080
固定負債	

退職給付引当金	63,392
役員退職慰労引当金	25,939
固定負債計	89,332
負債合計	1,495,412
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	801,638
利益剰余金計	825,232
株主資本計	2,051,638
純資産合計	2,051,638
負債・純資産合計	3,547,051

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第22期中間会計期間	
(自 2019年4月 1日	
至 2019年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	5,781,659
運用受託報酬	1,160,557
その他営業収益	58,749
営業収益計	7,000,967
営業費用	5,008,901
一般管理費	1 1,626,591
営業利益	365,473
営業外収益	
受取利息	434
受取配当金	1,738
投資有価証券売却益	397
還付加算金	1,056
営業外収益計	3,627
営業外費用	
為替差損	27,372
営業外費用計	27,372
経常利益	341,728
税引前中間純利益	341,728
法人税、住民税及び事業税	16,739
法人税等調整額	105,095
法人税等合計	121,834

中間純利益

219,894

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第22期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	300,000	300,000	300,000	300,000
中間純利益	-	-	-	219,894	219,894	219,894	219,894
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	80,105	80,105	80,105	80,105
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	801,638	825,232	2,051,638	2,051,638

## 重要な会計方針

項目	第22期中間会計期間 （自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>    その他有価証券</p> <p>        時価のあるもの</p> <p>            中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>        時価のないもの</p> <p>            移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産</p> <p>    定額法によっております。</p> <p>    なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>        建物            12～18年</p> <p>        器具備品        4～8年</p> <p>(2)無形固定資産</p> <p>    定額法によっております。</p> <p>    なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>

3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。</p>

## (未適用の会計基準等)

<p>第22期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)</p>	
<p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日) 「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)</p>	
<p>1. 概要 収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。 ステップ1：顧客との契約を識別する。 ステップ2：契約における履行義務を識別する。 ステップ3：取引価額を算定する。 ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。 ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</p> <p>2. 適用予定日 2022年3月期の期首より適用予定であります。</p> <p>3. 当該会計基準等の適用による影響 影響額は、当中間財務諸表の作成時において評価中であります。</p>	

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第22期中間会計期間末 2019年9月30日	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	271,358千円
器具備品	196,314千円

## （中間損益計算書関係）

第22期中間会計期間 （自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	13,917千円
無形固定資産	4,241千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間 （自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 （株）	当中間会計期間増加 （株）	当中間会計期間減少 （株）	当中間会計期間末 （株）	
普通株式	78,270	-	-	78,270	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

## （リ - ス取引関係）

第22期中間会計期間 （自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）	
オペレーティング・リース取引 （借主側）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	110,507千円
1年超	- 千円
合計	110,507千円

## （金融商品関係）

第22期中間会計期間（自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注) 2.参照)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,076,400	1,076,400	-
(2) 未収委託者報酬	765,180	765,180	-
(3) 未収運用受託報酬	1,110,486	1,110,486	-
(4) 投資有価証券	104,392	104,392	-
資産計	3,056,459	3,056,459	-
(1) 未払手数料	250,644	250,644	-
(2) 未払費用	661,606	661,606	-
負債計	912,250	912,250	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価について金銭信託については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第22期中間会計期間末 2019年9月30日
---------------------------

## 1. その他有価証券

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

## 金銭信託

中間貸借対照表計上額	63,392千円
取得原価	63,392千円
差額	-

## 投資信託受益証券

中間貸借対照表計上額	41,000千円
取得原価	41,000千円
差額	-

非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。

## （ストック・オプション等関係）

## 第22期中間会計期間

（自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）

## 1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名

一般管理費 120,470千円

## 2. スtock・オプション等の内容

当社は、親会社であるレグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

## （資産除去債務関係）

第22期中間会計期間（自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	129,132千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額（は減少）	13,754千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	142,887千円

## （セグメント情報等関係）

## [ セグメント情報 ]

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [ 関連情報 ]

第22期中間会計期間（自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計

外部顧客への営業収益	5,781,659	1,160,557	58,749	7,000,967
------------	-----------	-----------	--------	-----------

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)	2,120,797

### 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第22期中間会計期間(自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第22期中間会計期間(自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第22期中間会計期間(自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

第22期中間会計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日)	
1株当たり純資産額	26,212.32円
1株当たり中間純利益金額	2,809.43円
(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	219,894千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	219,894千円
期中平均株式数	78,270株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が

禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	-------------------------------------------------------

### (3) 投資顧問会社

#### 名称

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー  
 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド  
 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ  
 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド  
 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド  
 ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

#### 資本金の額

- ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
- ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
- ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ
- ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド
- ・ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド

上記投資顧問会社は、2019年3月末現在の資本金の額を開示しておりません。上記投資顧問会社は、レグ・メイソン・インクの子会社であり、親会社であるレグ・メイソン・インクの資本金の額は以下の通りです。

2019年3月末現在 9百万米ドル

- ・ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社

2019年3月末現在 1,000百万円

#### 事業の内容

投資運用業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

### (3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用(投資一任)を行いません。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及び投資顧問会社各社の最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

## 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を使用します。

- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 当初元本額についての記載。
  - 基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。
  - 所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

# 独立監査人の監査報告書

2019年6月19日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月9日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）の2018年10月10日から2019年10月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・ウエスタン・グローバル債券ファンド（SMA専用）の2019年10月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月6日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。